

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ-4-6-1 主な着眼点</p> <p>Ⅲ-4-6-1-2 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>農中は、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの自己資本比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下「レバレッジ比率」という。）を四半期ごとに計算しているか。</u></p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号ニ、第 113</p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ-4-6-1 主な着眼点</p> <p>Ⅲ-4-6-1-2 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (削る)</p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号ニ、第 113</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係)【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係)【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 連結レバレッジ比率に関する開示事項</u> <u>「前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前連結会計年度末における連結レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子(資本の額)又は分母(総エクスポージャーの額)のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u></p> <p><u>(5) 半期及び四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p>③ 「<u>前年度半期（前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因</u>」について、例えば、前年度半期（前四半期）における連結レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、<u>主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u></p>